

乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)について

■ 制度概要

- ・令和8年度から必ず整備しなければならない給付型の事業
- ・0歳6ヵ月以上3歳未満のこどもが対象（認可保育所等に在籍していないこどもが対象）
- ・利用時間はこども1人当たり月10時間が上限（生駒市は令和8年度の上限を4時間/月としている）
- ・私立園が実施する場合、市が委託料※を支払う（1/8が市負担）

保育士不足により待機児童のいる生駒市にとっては負担が大きい

■ 目標値

- ・「第3期子ども子育て支援事業計画」により目標値を設定（事業計画上は必要定員数を記載）

↓
計画に記載されている数字

年齢	目標とする確保時間（単位：h/月）			
	R8	R9	R10	R11
0歳児	740	920	1,830	1,820
1歳児	1,268	1,500	2,850	2,690
2歳児	1,124	1,305	2,420	2,220

必要定員数	R8	R9	R10	R11
0歳	4	5	10	10
1歳	7	9	16	15
2歳	6	7	14	13
計	17	21	40	38

※確保時間：1か月間で誰でも通園制度予約受付可能な時間（ex. 0歳児740h/月とは、施設数を問わず、令和8年度は毎月740時間分誰でも通園制度の予約枠を設けるという意味）

目標とする確保時間算出式

対象児童数（未就園児数）× 月利用上限時間 = 目標確保時間

必要定員数算出式

目標確保時間 ÷ 176時間（一般的な1事業所の月開所時間） = 確保定員数
※1事業所で運営する場合、必要とされる定員数

■ 目標とする確保時間の考え方

- ・保育所等に通所していない児童（0歳6ヵ月以上3歳未満）が対象
- ・令和8年度の確保時間が少なくなっているのは1月当りの利用上限時間を4時間と設定したため
- ・上限時間を4時間としたのは保育士を待機児童の解消に充てたいため
- ・確保時間は国から指定された算定基準により自動的に決定（市が任意で決定できるのは上限時間のみ）